

地方創生
炭鉱遺産の継承と活用



視察のようす(右端が角氏)

炭鉱遺産活用検討協議会 角幸博名誉教授 「住友赤平砒立坑櫓、ヤード、立坑事務所の価値」

7月4日に発足した炭鉱遺産活用検討協議会は、これまで7回にわたる協議を行いました。大学教授やガイドなどの有識者と行政関係者の委員で熱心な議論が行われ、基本方針策定に向け終盤の作業を迎えています。11月16日には、角幸博氏(北海道大学名誉教授)ほか、専門家の方々が立坑櫓などの炭鉱遺産を視察されました。

【角名誉教授のコメント】

2列4段ケージなど効率出炭を目指した「東洋一の立坑」の名にふさわしい構造美や、時間が突然止まったようなヤード、立坑事務所に保管された大量の坑内図など、保存状態は抜群で、今にも動き出すかのような迫力と魅力は日本随一ともいえる産業遺産で、大変価値があります。



エルム高原家族旅行村管理棟に 鳥などの剥製を展示

エルム高原家族旅行村の管理棟に鳥などの貴重な剥製が展示されています。この剥製は尾平邦興氏(故人)が所蔵していたもので、ご遺族から8月に47点が寄贈されました。管理棟の玄関口にはきれいな羽を持つクジャクが迎えてくれます。展示コーナーでは二ホニヌワシが大きく翼を広げ、

今にもこちらに飛んできそうな迫力を見せています。このほかにも故萩原一郎氏と石岡新一氏の珍しい昆虫標本も見ることが出来ます。エルム高原にいらした際にはぜひご覧ください。
開館時間 毎日8時30分〜17時
問合せ エルム高原管理棟(赤平振興公社) ☎32-6160

エルム高原温泉「ゆったり」

ゆず湯の日

冬の寒さが厳しくなるこの季節、エルム高原温泉「ゆったり」では、日ごろの感謝を込めて体の中から温まり疲れを癒していただくため「ゆず湯」で皆様をお待ちしています。

実施日
12月20日(火)〜22日(木)
【問合せ】 ゆったり ☎34-2155



第12回 全市連合謝恩 大売出し

【売出し期間】
12月1日(木)〜1月5日(木)
【抽選日・会場】交流センターみらい
1月6日(金) 10:00〜17:00
1月7日(土) 10:00〜16:00

特賞…千円札つかみどり 10本!! 1等…2万円相当の豪華賞品 10本!!
ダブルチャンス 特別わくわく賞…現金2,000円があたる 300本!!

赤平商店連合会 【問合せ】赤平商工会議所 ☎32-2246

国民年金の 手続きについて

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満までの全ての方が国民年金に加入しなければなりません。

国民年金の加入種別は、左記の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、就職・退職・結婚などによって種別が変わったときにも必要です。

種別変更の届出を忘れると、将来年金が受けられなくなる場合があります。手続きは各届出先で、年金手帳を添えてその都度忘れずに行いましょう。

◇国民年金の加入種別◇

第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方など

第2号被保険者

会社や官公庁にお勤めの方など、厚生年金や共済組合に加入している方

第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

年 金

information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144

こんなときは	ここ(届出先)で	こうしましょう
20歳になったとき	第1号被保険者→市区町村窓口 第3号被保険者→配偶者の勤務先	国民年金に加入の手続きをする
会社を退職したとき	市区町村窓口	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様)
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先	第3号被保険者への種別変更の手続きをする
配偶者の扶養からはずれたとき	市区町村窓口	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする
年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者→市区町村窓口 第3号被保険者→年金事務所	再交付の手続きをする

「かかりつけ医」をもって 健康管理をしましょう！

よりよい診察を受けるためには、医師との信頼関係が大切です。「かかりつけ医」を持つことで、日常的な診療や家族ぐるみの病気予防、食事や体力づくりのアドバイスを受けられるなど、より効果的な診療や健康管理ができます。

ほかにも、どのようなメリットがあるのかご紹介します。

- ①診療の手続きが簡単で、じっくり診察ができる。
- ②入院や検査が必要な場合、適切な病院・診療科を紹介してくれる。
- ③健康診断などの結果を伝えておくことにより、診断内容に対するアドバイスが可能。
- ④生活習慣病の早期発見・早期治療ができる。
- ⑤家族の病状・病歴・健康状態を把握しているため、いざというときに早急な対応が可能。

医療保険

information

問合せ
医療保険係 ☎ 32-2214



生活を悪化 させているのは…

窓口で納付相談にいらっしゃる方は、「生活が厳しい」「食べていけない」と申出の方が多くみられます。もちろんその場合は相談を受け、様々な解決策を提案させていただきます。

しかし、趣味や娯楽に多大な投資をし、それでいて「生活ができない」などの申出をされている方も、残念ながら少なからず存在します。その可能性がある場合、税金を納めると本当に生活ができない状況なのか調査させていただきます。調査先は、勤務先、年金事務所、各種金融機関、生命保険会社、各公共団体など多岐にわたります。

「納期限を守らず支払いが遅れる」ことで、生活をさらに苦しくさせているのは、自分自身でもあります。

今まさに納税すべき期限に遅れてしまっている方、1日も早くこのことに気づいてください。

徴税吏員として厳しいことを申すこともあるかもしれませんが、公平性を守るため、皆さんの生活を守るためにご協力お願い致します。

その「1日」が 公平性を守ります！

「1日ぐらい過ぎてもいいや。」と思う方もおられると思います。しかし、たった「1日遅れ」でも滞納は滞納です。納期を守る方と特別な事情もなく滞納をする方とでは、公平性の考え方や納税・納付意識に大きな違いがあります。「1日」が「1週間」、「1カ月」となり、やがて容易には納付ができない額まで膨れ上がってしまうことがほとんどです。

そうならないように、納期限内に納めることを習慣づけましょう。また、そうならないように、早めの滞納処分を行っておりますので、ご協力をお願いします。



市税等 収納向上

information

問合せ
納税係 ☎32-2219

今月の納付

納期限 12月30日(金)まで	● 介護保険料	● 後期高齢者医療保険料	● 国民健康保険料	● 固定資産税・都市計画税
	5期	6期	6期	4期

こんにちは 地域包括支援センターです！



高齢者の尊厳が護られる社会へ

～ 12月4日から10日まで人権週間です～

地域包括支援センターでは、高齢者の権利をまもるために、次の制度や権利擁護についての相談を受け付けるとともに、関係機関と連携し必要に応じた支援を行っています。

●「日常生活自立支援事業」

- ・ 認知症や知的・精神障害などで、判断力が低下した人の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う。

●「高齢者虐待」や「消費者被害」

- ・ 虐待は、高齢者の「人としての尊厳」を傷つける行為。
- ・ 巧妙な手口でだまされる、悪質商法や詐欺などの被害。

●「成年後見制度」

- ・ 認知症や知的・精神障害などで、判断力が不十分な人の日常生活を法的に保護する。
- ※ 成年後見制度の利用に係り、身寄りのない方や費用負担が困難な市民(一定の条件があります)に対し、費用助成などの支援を行っておりますのでご相談ください。

連絡先 地域包括支援センター ☎32-0661 月～金曜日 8時30分～17時